

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 18 日現在

機関番号：32411

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530036

研究課題名(和文) 占領と憲法 - ラテン・アメリカ諸国、太平洋諸国および日本

研究課題名(英文) Occupation and Constitutions: Latin American Countries, Pacific Countries and Japan

研究代表者

北原 仁 (Kitahara, Hitoshi)

駿河台大学・法学部・教授

研究者番号：50195278

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,200,000円、(間接経費) 660,000円

研究成果の概要(和文)：アメリカ合衆国は、その成立以来カリブ海諸国やメキシコ等のラテン・アメリカ諸国およびフィリピンやハワイ等の太平洋諸国へと膨張し、領土外交問題を衝突し、時にはこうした地域を軍事占領し、一部を合衆国領土に組み込んだ。このような膨張・衝突の過程において合衆国の憲法原理がどのように変容したのかを考察し、日本国憲法の制定過程におけるGHQスタッフのいわゆる「マッカーサー草案」の起草における憲法思想との対比を行った。

研究成果の概要(英文)：The United States since its inception expanded westward, enlarging its borders several times. After the American-Spanish War the United States occupied the Caribbean and Pacific islands which had belonged to the Spanish Empire, and its Congress enacted for these territories organic acts that stipulated the establishment of island government and the bill of rights.

It is well known that the Japanese Constitution of 1946 was based on McArthur's constitution which was drafted by the staff of the government section of GHQ. They shared the knowledge of the principles and doctrines of the US Constitution and the organic acts of the island colonies. A great amount of study on the drafting process of the Constitution of Japan has been made. I made a further investigation into adaptation process in which US transformed constitutional principles in the occupied territories and compared the constitutional policy in those islands with the drafting process by GHQ of the Constitution of Japan.

研究分野：公法

科研費の分科・細目：憲法

キーワード：日本国憲法 合衆国憲法 権利章典 フィリピン憲法 プエルトリコ憲法 比較憲法 司法審査制 憲法判例

1. 研究開始当初の背景

日本国憲法の成立過程については研究の膨大な蓄積があるが、合衆国が建国以来、その領土を拡大し、特に米西戦争以後、スペインの領土であったカリブ海と太平洋の占領地域にも合衆国の憲法原理を適用した歴史との比較研究が、まったくなかった。そこで、日本国憲法の制定過程を日本だけでなく、ひろく合衆国の領土の膨張・拡大過程に照らして研究する必要性を痛感した。そこで、「権利章典」を研究対象の中心に置き、合衆国型の憲法原理が日本に到達するまでに、それはそれとして独自の進化をとげつつカリブ海諸国や太平洋諸国へと枝分かれしてきたのであり、いわばその進化と適応の歴史に照らして日本への受容過程を観察すべきであると考へた。

2. 研究の目的

日本国憲法制定過程における人権規定を合衆国の建国からの膨張・拡大における合衆国憲法の憲法原理の適用と変容の歴史の中に位置づけることによって、日本国憲法の歴史的背景とその意義を研究することを目的とした。特に、カリブ海諸国(キューバ、ハイチ、プエルトリコ等)および太平洋諸国(フィリピン、グアム等)における基本法である組織法とこれをもとに制定された憲法の原理と日本国憲法の原理とを比較研究することで、日本国憲法の制定過程にあらたな光を当てることによって、日本国憲法の性格を考察した。特に、合衆国憲法の権利章典の修正1条に規定された信教の自由と政教分離原則が、カリブ海諸国とフィリピンの組織法・憲法にどのように規定され、受け入れられたのかを考察した。

3. 研究の方法

平成23年度においては、プエルトリコ自治大学の有名な憲法学者であるアルバレス教授にお会いでき、有意義なインタビューを行うことができた。合衆国に対してプエルトリコの置かれている微妙な国際的な位置についても、説明を受けた。プエルトリコ自治大学ロー・スクールの図書館では、1900年の組織法と1917年の組織法ばかりでなく、1952年憲法の憲法制定議会の議事録などの貴重な文献を閲覧することができた。

また、権利章典を含む合衆国憲法とカリブ海諸国とフィリピンの組織法・憲法の諸規定を比較対照することによって、合衆国の権利思想の影響を考察することができた。

平成24年度については、フィリピンで調査研究を行い、フィリピン大学の政治学部の准教授とインタビューを行い、大学図書館において資料を収集し、フィリピン議会の発展に関する貴重な資料を入手できた。

平成25年度においては、アメリカ合衆国の国立公文書館の別館を訪れ、日本軍によるフィリピン占領期の文書を閲覧し、合衆国議会図書館を訪れ、文献収集を行った。

4. 研究成果

(1) 合衆国憲法と植民地

カリブ海諸国では、キューバ、ハイチ、プエルトリコ等の憲法および組織法について調査研究し、太平洋諸国では、おもにフィリピンの組織法と憲法を調査研究した。アメリカ合衆国は、建国直後から自国の安全のためにカリブ海での覇権の確立を考えていた。

米西戦争の後、合衆国は、1898年のパリ条約によってスペインの植民地であったカリブ海と太平洋の島嶼地域を手に入れた。しかしながら、それまでの連邦領を州として合衆国に組み入れるという方法をとらず、これらの島々を植民地として支配し、連邦議会は、そのための組織法を制定したのである。1900年のプエルトリコの組織法は、総督の支配下に置かれることになったが、1902年のフィリピンの組織法は、同様の統治組織を定めつつも、権利章典を置いている。

さらに、プエルトリコでは、その後1917年の組織法が制定され、これには権利章典も含まれている。フィリピンにおいても、1916年の組織法、さらには1935年憲法が制定されたが、これらの権利章典の規定は、マッカーサー草案の規定と類似するものが数多く見られた。それだけではなく、カリブ海諸国とフィリピンにおける「権利章典」は、裁判所制度によって担保される。すなわち、合衆国は、また、裁判所法だけでなく、「権利章典」に記された刑事手続き上の権利に基づいて刑事訴訟法を、また場合によっては刑法を、さらには選挙法、地方自治法なども次々と改正していった。つまり、スペイン型大陸法を英米法に変更していったのである。

合衆国の植民地の法制度が英米法、特にアメリカ法へと代えられていったことは、単なる法制度の変更にとどまらず、統治の形態として「権利の言説(Discourse of Rights)」が導入されたことを意味する。つまり、万人が権利主体であるから、権利主体に保障されている「権利章典」は、近代的な司法制度を通じて実現されるはずである。そこで、プエルトリコにおける権利の言説の意味を考えるならば、次のように指摘できるであろう。

プエルトリコの自由主義者たちは、すでに19世紀にスペインの支配に対し権利を要求するという形で抵抗していた。

労働者、女性、黒人、混血人種は、社会的抑圧をスペインの植民地主義と同視し、アメリカの法的・政治的言説にこの圧政を振りほどく好機ととらえた。

権利の言説は、近代化の特徴でもあって、資本主義経済社会に適しており、20世紀前半には、プエルトリコは、先進資本主義社会に近づいていた。

権利の言説は、宗主国のエリートが獲得した領土を支配するための基本的な概念的・規範的枠組みである。

「権利の言説」が実際に機能するためには、近代的な司法制度、法曹組織、ロー・スクー

ル等の基盤に支えられていなければならない。このように、「権利の言説」は、プエルトリコ組織法と憲法を通じてプエルトリコ社会に浸透し、プエルトリコの法曹も、この言説を習得したのである。連邦領としてのプエルトリコ自由連合国民は、合衆国の存在によって権利が保障され、その反面として合衆国の保護下にあることも正当化されるのである。

「権利の言説」は、フィリピンの統治についてもプエルトリコと同じことが言えるだろう。合衆国の統治下では、フィリピン人は、植民地行政の頂点に立って行政官として、また軍人として能力を発展させることは困難であったが、法曹界から政治家に転身して民衆の権利を主権者たる合衆国にうったえかける能力を磨かざるをえなかった。プエルトリコと同じように、フィリピンの1902年と1917年の組織法に「権利章典」が規定された意味も、権利の言説による統治の方法と不可分である。

合衆国型の権利章典は、植民地に合衆国の法制度を移植するさいに必ず掲げられる文書であった。合衆国の植民地は、権利章典にあわせて司法制度の改革や刑事法を中心とする法改正が行われ、「権利の言説」の受容が求められたのである。

米西戦争は、合衆国とスペインとの間の戦争であるが、カリブ海の島嶼地域とフィリピン列島の住民は、合衆国に独立を要求し、特に、フィリピンでは激しい独立戦争が行われた。しかし、結局のところ、「権利の言説」が受容されていった。

(2) 日本国憲法の制定

第二次世界大戦は、日本を含む枢軸国と連合国との間で生じたが、日本は、「ポツダム宣言」を受諾し、敗北した。したがって、日本は、独立国として戦ったのであり、植民地とされたわけではなかった。つまり、日本には、合衆国の植民地のような「未編入領土」の法理をそのまま適用できない。日本の統治権は、連邦議会ではなく、連合軍最高司令官としてのダグラス・マッカーサーにあった。ただし、日本の改革方針は、統合参謀本部の「日本占領及び管理のための連合軍総司令官に対する降伏後における初期の基本方針」(JCS1380/15)、国務・陸軍・海軍三省超調整委員会の「日本の政治組織の改革(SWINCC)228」等の文書による枠がはめられていた。しかしながら、憲法改正について具体的な指示が記載されていたわけではなく、日本の憲法改正問題は、マッカーサーに委ねられていた。

ジョン・W・ダワーによれば、「マッカーサー元帥にとっては、日本は、異教徒の『東洋的社会』であり、キリスト教伝道の任務をもつ白人によって隔々まで支配されて当然の存在であった。『白人の責務』という言葉で知られる植民地主義的うぬぼれが厚かましくも実行された最後の例が、日本占領だった

のである」と述べている。

したがって、「権利の言説」の受容という点では、連合国による日本占領も、カリブ海諸国や太平洋諸国における合衆国の占領政策と共通点が見られる。前述のプエルトリコにおける「権利の言説」にそって日本の占領政策における「権利の言説」を考察すれば、次のように言えるだろう。

カリブ海および太平洋のスペイン植民地は、19世紀の間、スペイン本国の憲法思想の影響を受けていたのであり、スペイン統治下においても人権思想が既に浸透していた。立憲主義思想は、キューバでは独立戦争の中でヒマグアコ憲法に、フィリピンではマロロス憲法に結実した。ハイチでも、独立以来いくつかの憲法が制定され、合衆国の占領時にはフランス憲法思想の強い影響を受けた1889年憲法を有していた。ハイチの1889年憲法は、人権宣言を掲げ、統治機構についても詳細な規定を置いていたが、合衆国の利益に反する規定については、改正を余儀なくされた。プエルトリコは、合衆国の占領に際してキューバとフィリピンのような烈しい武装闘争を伴わなかった。このようなヨーロッパ大陸型の憲法思想が合衆国のものに継受されたのである。

ただし、日本国憲法には、合衆国憲法の「権利章典」と異なる点があった。日本国憲法は、プエルトリコの1952年憲法と同じように、ローズヴェルト時代のニューディール政策による社会民主主義的な理想の影響を受け、25条を始めとする社会権の諸条項を規定している(ただし、1952年憲法では、社会権は、20条に規定される予定であったが、これは合衆国議会の反対にあって憲法典には盛り込まれなかった)。さらに、キューバの1940年憲法は、合衆国の占領下で制定された憲法ではないがゆえに、社会権を含む充実した「市民の権利」を掲げていたから、日本国憲法も、時代の風潮を反映していたともいえる。日本国憲法では、「社会的市民権」が明記されることによって豊富となった「権利の言説」を制度的に支える枠組みとして、裁判所に「法令審査権」が付与されただけでなく、裁判所組織自体の改革によっても、裁判所の役割が強化された。したがって、このような制度的な枠組みを通じてさらなる「権利の言説」の拡大と精緻化が見られ、法曹や憲法教育・研究者の役割が拡大再生産され、合衆国だけではなく西欧諸国の憲法の概念的・規範的枠組みを介して日本国憲法を再解釈するという「権利の言説」が確立されたのである。

(3) 占領と宗教

このような「権利の言説」をさらに具体的に検討するために、信教の自由と政教分離原則を検証した。

まず問題となるのが、ポツダム宣言と神道指令との関係である。ポツダム宣言の作

成については、日本の「国家神道」の性質が議論されており、神道指令に影響したことは間違いない。

「マッカーサー草案」の宗教に関する規定の作成にあたっては、フィリピン憲法がモデルになったという指摘がある。しかし、「結果として日本国憲法の条文は、そのモデルよりも厳格である」が、現行の89条に当たる規定を起草した将校の一人は、「われわれは、ただ宗教を国家から分離したいと思っただけである。それだけしかなかったのだ。われわれは、教会と国家の関係についてのどんな学説にもかかずらわなかった」と述懐していた。そうだとすると、神道指令の作成にかかわった民間情報教育局宗教課の知見が直接に民政局の憲法草案作成担当者の作業に反映されて、マッカーサー草案に結実したわけではないということになる。マッカーサー草案の作成には、合衆国型の信教の自由と政教分離原則が念頭に置かれていたのであって、日本の宗教問題についてもそれで十分であると意識されていたと考えられるのである。

興味深いのは、プエルトリコの1917年の組織法に規定された政教分離原則である。これは、合衆国憲法修正1条に範をとっているだけでなく、この修正1条に規定されていない公金支出禁止条項をも規定している。すなわち、これは、プエルトリコの支配に属しない人物・団体に対する「慈善、産業、教育および博愛の目的」(for charitable, industrial, educational, or benevolent purposes)に対する公金の支出を禁じている(2条18項)。この文言は、「マッカーサー草案」の「国の組織に属さない慈善、教育もしくは博愛を目的とする事業 (for any charitable, educational or benevolent purposes.)」という規定に酷似しており、この草案が現行の日本国憲法89条に引き継がれていると考えられる。

1952年のプエルトリコ憲法は、比較的厳格な政教分離原則を掲げているが、その司法審査制度における最終審は、合衆国連邦最高裁判所であり、合衆国の憲法判例の影響下に置かれている。

この憲法を制定するために召集された憲法制定議会において、トゥリアス・モンヘ代議員は、「学校または教育施設の支援または利益のために財産または公金を用いることはできない (No se utilizará propiedad ni fondos públicos para sostenimiento o beneficio de escuelas o instituciones educativas...)」という規定は、「提案にかかる文言は基本的には、ここでもっと正確にいえば、ハワイの憲法の言葉である」と述べ、さらに合衆国連邦最高裁判所の判例の重要性にも言及している。実際、プエルトリコ最高裁判所は、政教分離原則について合衆国のエヴァソン判決(1947年)やレモン判決(1971年)に依拠している。

問題は、これらの判決は、合衆国の信教の自由と政教分離を軸とする物語を導入していることである。連邦最高裁判所のレンクイスト首席裁判官のウォーラス対ジャフリー事件(1985年)における少数意見には、この物語に別の物語が対置されている。

ここで我々は、「権利の言説」も物語と不可分であることがわかるのである。つまり、「権利の物語」が横たわっていることを知ったのである。

したがって、カリブ海諸国や太平洋諸国の国々でも、合衆国型の法令審査制度が導入され、裁判所法も改正された結果、判例を合衆国連邦最高裁の判例を通じてアメリカ憲法原理の強い影響がみられる。そこで、こうした国々においては、「権利の物語」は、どのように受容され、変容されているのであろうか。このことは、日本の憲法学の在り方を考えるうえで、極めて重要な意義があると考ええる。日本は、第二次世界大戦を機に物語の大転換に直面したからである。

(5) 今後の課題

アメリカ合衆国とその膨張は、最初は確かに国の安全を確保するためだったといえるかもしれない。しかし、南北戦争以降、合衆国は、大西洋から太平洋にまたがる強力な統一国家として国際社会に出現した。日本も、19世紀後半の帝国主義の時代に徐々に国家体制を整え膨張していった。合衆国の一極支配が揺らいでいるといわれる今日、日本の憲法学は、両者の対立を憲法の歴史に即して再考する必要に迫られている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 3件)

北原 仁 合衆国の占領と憲法 各国憲法と連邦組織法の法文対照表『駿河台法学』第25巻第1号(2011年)137 - 219頁。

北原 仁 「占領と宗教 比較の中の政教分離(1)」『駿河台法学』第26巻第2号(2013年)103 - 135頁。

北原 仁 「占領と宗教 比較の中の政教分離(2)」『駿河台法学』第27巻第2号(2014年)29 - 52頁。

〔学会発表〕(計 1件)

北原 仁 学会発表 日本スペイン法学会論題「占領と宗教 カリブ海諸国とに日本における政教分離原則」 2014年5月17日 於 日本大学法学部

〔図書〕(計 1件)

『占領と憲法 カリブ海諸国、フィリピンおよび日本』(成文堂、2011年)全332頁

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況（計 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

北原 仁 （駿河台大学・法学部・教授）

研究者番号：50195278

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：